

平成 27 年 3 月 12 日
健康部生活衛生課

平成 27 年度練馬区食品衛生監視指導計画について

1 意見の募集等

(1) 食品衛生法第 64 条第 2 項 (国民等の意見の聴取) に基づくもの

- ① 周知方法 ねりま区報 (1 月 11 日号) および区ホームページに掲載。
生活衛生課および生活衛生課石神井分室での配布
区民情報ひろばでの閲覧

② 意見募集期間 平成 27 年 1 月 11 日から 1 月 30 日まで

(2) 練馬区食品衛生推進員会議での意見交換

平成 27 年 1 月 28 日 (水) に開催。出席者 12 名。

2 区民等からの意見の概要および区の考え方

(1) 意見数 0 件

(2) 食品衛生推進員会議での意見数 4 件

※意見に対する対応

- A: 意見を計画案に反映させたもの
- B: 計画の実施の際に、参考とするもの
- C: 計画案に趣旨が記載済であるもの
- D: 今後、検討を行うもの

	ご意見	区の考え方	該当箇所	対応※
1	<p><食中毒対策について> <区民への情報提供等について></p> <p>・リステリアというのは今まで知らなかった。リステリア対策のひとつとして、普及啓発も必要と思うが、食品衛生だよりなどで周知する予定は?</p>	<p>リステリアについて食品等事業者へ周知を図っていくとともに、区民に対しても普及啓発に努めます。</p>	<p>P2 1(2)ア② 食肉の生食等による食中毒対策</p> <p>P4 4(1)ア、イ 区民への情報提供等・媒体による情報提供</p>	B
2	<p><食品等事業者への情報提供等について></p> <p>・実務講習会は食品衛生協会との共催である、ということが分かるようにしたほうがよいのでは?</p>	<p>区と食品衛生協会との共催であることを明記します。</p>	<p>P4 4(2)イ 食品等事業者への情報提供等・食品衛生事務講習会</p>	A

3	<p><適正な食品表示への対策について></p> <p>・食品表示法が施行されることに伴い、表示が適正に行われるよう監視指導を行っていくということだが、どこを対象にどのようなことを行うのか？</p>	<p>製造業や販売業を主な対象として立入りをを行い、製品の収去検査により記載の添加物が基準を満たして使われているかや、表示内容がルールに則った方法で行われているかを確認します。</p>	<p>P2 1(2)イ 重点監視指導事業・適正な食品表示への対策</p>	<p>C</p>
4	<p><食育関連事業について></p> <p>・食育の取組は様々な場所で行われている。そうした所と連携を取ってはどうか？また、教育委員会とも連携してはどうか？</p>	<p>現在も小学校や保育園での手洗い教室や食品衛生だよりの配布を行っています。今後も積極的に連携していきます。</p>	<p>P4 4(1)ウ 区民への情報提供等・食育関連事業</p>	<p>B</p>

3 変更点（下線部が変更点）

1 (1) 年間実施予定 (P.1)

区内営業許可および届出施設数

(旧) 13,550 件 (平成26年9月末現在)

(新) 13,571 件 (平成26年12月末現在)

4 (2) イ. 食品衛生実務講習会 (P.4)

(旧) 食品衛生責任者を主な対象とし、自主的な衛生管理の推進に関する事項や最新の食品衛生に関する知識を提供するため、食品衛生実務講習会を実施します。

(新) 食品衛生責任者を主な対象とし、自主的な衛生管理の推進に関する事項や最新の食品衛生知識を提供するため、食品衛生協会と協力して食品衛生実務講習会を実施します。

4 監視指導計画（別紙）の公表

3月下旬 生活衛生課で配布。また、区民情報ひろばに配置。

4月1日 ねりま区報および練馬区ホームページに掲載。